

小田原卓球協会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、小田原卓球協会（以下「本会」という）と称する。

(事務局の所在地)

第2条 本会の事務局を事務局長宅に置く。

(組 織)

第3条 本会は、卓球愛好者の団体、個人の加盟をもって組織する。

(協会加盟)

第4条 本会は、神奈川県卓球協会、小田原市体育協会に加盟する。

第2章 目 的

(目 的)

第5条 本会は、会員相互の協力により、卓球の普及、技術の向上、親睦と福祉の増進を図り、スポーツマンシップの高揚を図ることを目的とする。

第3章 事 業

(事 業)

第6条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 卓球の普及と発展に関する事項
- (2) 卓球大会開催に関する事項
- (3) 指導講習に関する事項
- (4) その他目的達成に必要な事項

第4章 役 員

(役 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-------|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副 会 長 | 2名以内 |
| (3) 理 事 長 | 1名 |
| (4) 副理事長 | 1名 |
| (5) 理 事 | 20名以内 |
| (6) 会 計 | 2名 |
| (7) 事務局 | 若干名 |
| (8) 監 査 | 2名 |

(役員職務)

第8条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会の会務を統括し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 理事長は、会務を掌握する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (5) 理事は、会務を執行する。
- (6) 会計は、本会の会計事務を処理する。
- (7) 事務局は、本会の事務を処理する。
- (8) 監査は、本会の会計事務を監査する。

(役員選出)

第9条 役員選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、役員会において選出する。
- (2) 副会長は会長が推薦し、役員会の同意を得て会長が委嘱する。
- (3) 理事長、副理事長、会計及び事務局は理事の互選により選出する。
- (4) 理事は、加盟団体より選出し、会長が委嘱する。
- (5) 会長は、必要と認めるときは理事を委嘱することができる。
- (6) 監査は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

(名誉会長、顧問及び参与)

第10条 本会に、名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び参与は、役員会において推薦し、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、本会の運営上の重要事項に関して会長の諮問に応じ、各種役員会に出席し意見を述べることができる。

(役員任期)

第11条 役員任期は2ヶ年とし、再選を妨げない。

- 2 役員に欠員を生じたときは、本会の運営に支障をきたす場合は補充する。
ただし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

第5章 機 関

(機 関)

第12条 本会に次の機関を置く。

- (1) 役員会
- (2) 理事会
- (3) 企画委員会
- (4) 総会

(役員会)

第13条 役員会は、第7条に規定する役員を持って組織する。ただし、監査は含まないものとする。

2 役員会は会長が招集し、次の事項を審議し、総会に提出する。

- (1) 事業計画並びに、収支予算に関する事
- (2) 事業報告並びに、収支決算に関する事
- (3) 役員を選出に関する事
- (4) 規約の改廃に関する事
- (5) 加盟料及び大会参加料に関する事
- (6) 被表彰者の選考に関する事
- (7) その他重要事業に関する事

(理事会)

第14条 理事会は、理事長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 理事長、副理事長、会計及び事務局の選任
- (2) 緊急を要する事項

(企画委員会)

第15条 企画委員会は、会長、副会長、理事長、副理事長、会計、事務局を持って組織する。

- 2 企画委員会は必要に応じて会長が招集し、議長となる。
- 3 企画委員会は、役員会に提案するべき事項並びに重要事項を審議する。

(総会)

第16条 総会は、役員、加盟団体の代表者(以下代表者という)をもって組織する。

- 2 総会は、本会の最高決議機関であり、役員会から提案された事項を審議する。
- 3 総会は年に1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときもしくは役員、代表者の3分の1以上から開催の提案があった場合は開催しなければならない。
- 4 総会の議長は、出席者の中から選出し、出席者の過半数の同意を得るものとする。

(議決条件)

第17条 総会、役員会及び理事会は、構成員の2分の1をもって成立し、出席者の過半数の同意をもって決する。賛否同数の場合は、議長が決する。

- 2 企画委員会は、全会一致を原則とする。

第6章 会 計

(経 費)

第18条 本会の経費は、加盟料、事業収入、寄付金及びその他をもって充てる。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(支出の特例)

第20条 本会の運営上、予算外の支出を伴う事業が発生したとき、会長は、特別に支出することができる。

- 2 支出できる上限額は10万円とする。
- 3 特別な支出を行った場合は、次回の役員会で報告するものとする。

(監査)

第21条 毎会計年度ごとに会計監査を実施する。

- 2 監査は、会長から提出された決算書及び関係書類の監査を行い、翌会計年度の総会で報告する。

第7章 加 盟

(加 盟)

第22条 本会に加盟するには、加盟用紙に選手名及び代表者名その他必要事項を記入し、加盟料を添えて申し込む。ただし、電子媒体により加盟申請する場合は、申請後、口座振込等の方法により速やかに納付するものとする。

- 2 本会に加盟する者は、複数のチームから申し込むことはできない。
ただし、小学生及び中学生は、学校とクラブチームの両方からの加盟ができる。
- 3 学校とクラブチームの両方から加盟する者はそれぞれ定められた区分の加盟料を支払う。
- 4 高校生は、最終学年の高体連試合終了後、他のクラブに所属することができる。
その際の加盟料は免除される。
- 4 本会への加盟するチームは、5月31日までに申し込むものとする。
ただし、申込期限前に大会に参加する場合は、当該大会日までに申込み。
- 5 小田原市を含む2市8町に在住・在勤するものは年度途中で加盟することができる。
- 6 本会から日本卓球協会に登録する者は、本会に加盟するものとする。

第8章 その他

(全国大会等への出場祝金)

第23条 個人・団体の特別な功績により全国大会、国際大会(以下、全国大会等という)に出場する場合は、予算の範囲内で祝金を交付することができる。

- 2 全国出場祝金を申請できる者は、次の条件をすべて満たしたものとする。
(1) 個人・団体とも本会に加盟し、本会から日本卓球協会へ登録している者。

- (2) 日本卓球協会主催の全国大会等で県予選会を通過した者及びチーム、または同等の資格があるもの
- 3 国際大会出場祝金を申請できる者は、次の条件をすべて満たしたものとする。
 - (1) 個人・団体とも本会に加盟し、本会から日本卓球協会へ登録している者。
 - (2) 日本卓球協会の推薦により出場する選手
- 4 前項の規定により全国大会等に出場し、祝金の交付を申請する者は、全国大会等出場祝金交付申請書に次の書類を添付して申し込むものとする。
 - (1) 神奈川県予選会等を通過したことを証する書類
 - (2) 出場する全国大会等の開催要項
 - (3) その他小田原卓球協会が必要と認める書類

(弔費)

- 第24条 弔費の対象は、本会の役員（規約第7条）及び同居する3親等以内の親族とする。
- 2 前役員で本会の発展に貢献した者。
 - 3 会長が特に必要と認める場合は支出することができる。

(祝金・弔費の額)

第25条 第23条及び第24条に規定する金額は、別に定める。

(表彰)

- 第26条 本会の著しく功績のあった個人、団体で技術及び人格が他の模範と認められるものを表彰する。
- 2 被表彰者の選考は、企画委員会で審査し、役員会において決定する。
 - 3 表彰の区分及び基準は別に定める。
 - 4 小田原市体育協会及び神奈川県卓球協会への被表彰者の推薦においても第2項により選考するものとする。

第9章 委 任

(委任事項)

第27条 その他本会運営に必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この規約は、昭和35年10月7日より施行する。
- 2 昭和63年4月1日 一部改正
- 3 平成10年4月1日 一部改正
- 4 平成11年4月1日 一部改正
- 5 平成13年4月1日 一部改正
- 6 平成16年4月1日 一部改正
- 7 平成23年4月1日 一部改正
- 8 平成28年4月1日 一部改正予定

全国大会出場祝い金及び弔費の額、並びに表彰の区分、基準について

第25条で定める金額の区分を次のとおり定める。

全国出場祝金（第23条関係）

個人 1人 3,000円

団体 1チーム 10,000円

国際大会出場祝金（第23条関係）

個人 1人 10,000円

弔費（第24条関係）

同居する3親等内の親族 5,000円

現役員、前役員で本会の発展に貢献した者及び会長が特に必要と認める場合の弔費は、その状況に応じて生花、香典等とする。

表彰区分及び基準（第26条関係）

表彰の区分は、次のとおりとする。

- (1) 功労者表彰 本会の発展に著しく貢献した個人又は団体
- (2) 優秀選手表彰 日本卓球協会が主催する全国大会で優秀な成績を収めた個人又は団体
または日本卓球協会が推薦して国際大会に出場する者

表彰の基準は、次のとおりとする。

功労者

- (1) 本会の役員を通算して10年以上務めた者
- (2) 本会の運営に対して多額の寄付をした個人又は団体
- (3) ボランティアとして、小中学生の育成や高齢者の指導にあたり、その献身的な指導が他の模範となると認められる個人又は団体（通算10年以上）
- (4) その他本会の発展に著しく貢献した個人又は団体

優秀選手

- (1) 日本卓球協会が主催する全国大会でベスト8以上の成績を収めた個人又は団体
- (2) 日本代表として国際大会に出場する者